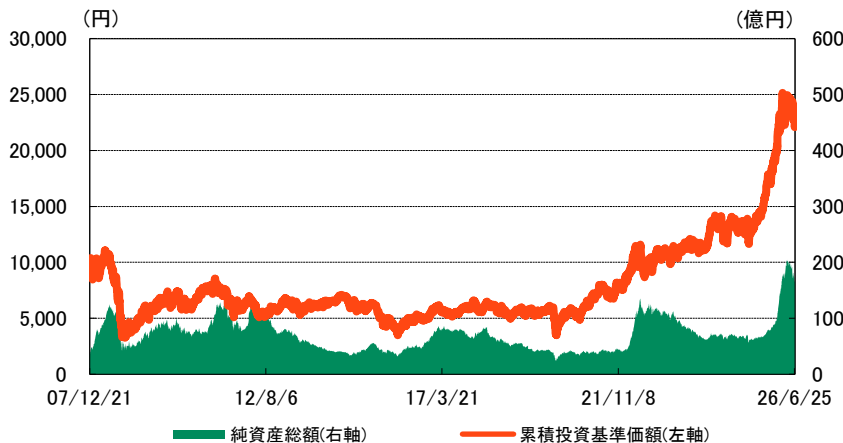


## ブラックロック天然資源株ファンド

追加型投信／海外／株式

## 累積投資基準価額および純資産総額の推移



※累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

## 税引前分配金

| 分配金累計額 |             |    | 700円 |             |    |
|--------|-------------|----|------|-------------|----|
| 第63期   | 2023年8月21日  | 0円 | 第69期 | 2025年2月20日  | 0円 |
| 第64期   | 2023年11月20日 | 0円 | 第70期 | 2025年5月20日  | 0円 |
| 第65期   | 2024年2月20日  | 0円 | 第71期 | 2025年8月20日  | 0円 |
| 第66期   | 2024年5月20日  | 0円 | 第72期 | 2025年11月20日 | 0円 |
| 第67期   | 2024年8月20日  | 0円 | 第73期 | 2026年2月20日  | 0円 |
| 第68期   | 2024年11月20日 | 0円 | 第74期 | 2026年5月20日  | 0円 |

## ファンドのパフォーマンス (%)

|                            | 1ヵ月   | 3ヵ月    | 6ヵ月    | 1年    | 3年     | 5年     | 設定来    |
|----------------------------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 基準価額                       | -5.30 | -4.76  | 12.83  | 61.63 | 100.38 | 195.65 | 122.85 |
| BGF ワールド・エネルギー・ファンド (US\$) | -4.68 | -10.97 | 23.30  | 29.20 | 55.31  | 133.97 | 54.87  |
| BGF ワールド・マイニング・ファンド (US\$) | -8.92 | 0.15   | 6.87   | 59.02 | 75.71  | 77.13  | 64.10  |
| BGF ワールド・ゴールド・ファンド (US\$)  | -9.24 | -10.06 | -10.60 | 55.39 | 187.53 | 148.41 | 168.48 |
| 米ドル＝円                      | 1.88  | 1.57   | 3.72   | 12.14 | 12.00  | 46.85  | 43.65  |

※基準価額の騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして算出した累積投資基準価額により計算しています。

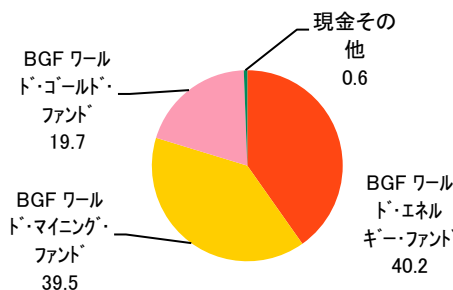
※BGF ワールド・エネルギー・ファンド、BGF ワールド・マイニング・ファンド、BGF ワールド・ゴールド・ファンドの騰落率は、各ファンドの米ドルベースの一口当たり純資産価格で計算しています。

※米ドル＝円の騰落率は、三菱UFJ銀行が発表する公示仲値を使用しています。

## ファンドデータ

|         |             |
|---------|-------------|
| 基準価額    | 20,876 円    |
| 純資産総額   | 165.33億円    |
| ファンド設定日 | 2007年12月21日 |

## 資産構成比率 (%)



※比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

## ご参考- 現地月末、合算

| 国・地域    | 比率  | 通貨     | 比率  |
|---------|-----|--------|-----|
| 米国      | 43% | 米ドル    | 46% |
| カナダ     | 25% | カナダ・ドル | 25% |
| 英国      | 11% | 英ポンド   | 11% |
| オーストラリア | 7%  | ユーロ    | 8%  |
| フランス    | 5%  | 豪ドル    | 7%  |
| その他     | 7%  | その他    | 3%  |
| 現金等     | 2%  |        |     |

※投資対象ファンドの各国・地域別比率および各通貨別比率と資産構成比率を基に計算し合算したものです。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

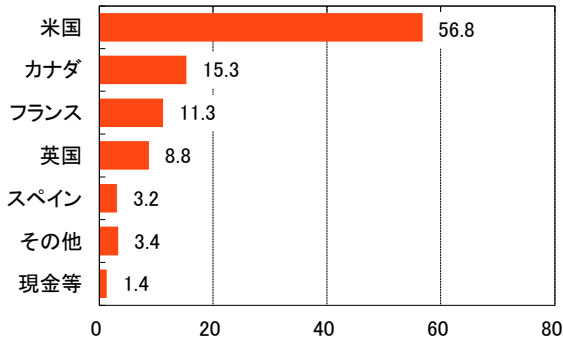
※国・地域の区分方法は各投資対象ファンドにより異なります。各投資対象ファンドの国別比率を合算しているため、表示されている国・地域が重複して記載される場合があります。

※通貨別比率の「その他」に含まれる通貨は各投資対象ファンドにより異なります。各投資対象ファンドの上位組入通貨を合算しているため、表示されている個別通貨が「その他」に含まれる場合があります。

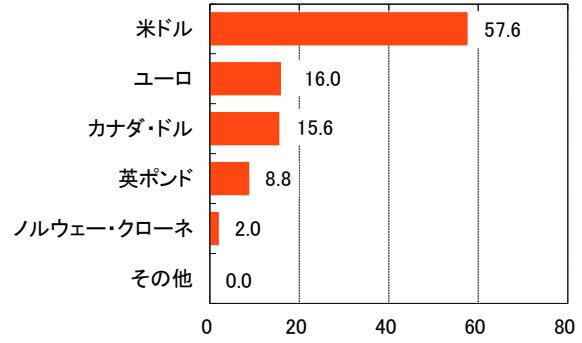
本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

BGF ワールド・エネルギー・ファンド

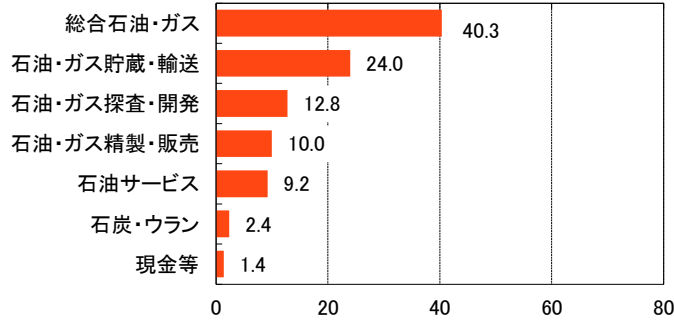
国別比率 (%) \*



通貨別比率 (%) \*



業種別比率 (%) \*



組入上位10銘柄 (%) \*

| 順位 | 銘柄名           | 比率  |
|----|---------------|-----|
| 1  | シェル           | 8.7 |
| 2  | トタルエナジーズ      | 8.6 |
| 3  | エクソンモービル      | 8.4 |
| 4  | シェブロン         | 8.3 |
| 5  | バレロ・エナジー      | 5.1 |
| 6  | マラソン・ペトロリアム   | 4.9 |
| 7  | ウィリアムズ・カンパニーズ | 4.9 |
| 8  | タルガ・リソーシズ     | 4.8 |
| 9  | TCエナジー        | 4.8 |
| 10 | シェニエール・エナジー   | 4.3 |

\* 比率はBGF ワールド・エネルギー・ファンドの純資産総額に対する割合

運用担当者のコメント

1. 市場環境

当月、グローバル株式市場は小幅に下落しましたが、業種間のパフォーマンス格差が顕著な展開となりました。米国の5月雇用統計で雇用者数の増加幅が市場予想を上回ったことで金利上昇への警戒感が強まり、株式市場は軟調な動きとなりましたが、一方で半導体・AI関連インフラ企業の決算は引き続き良好な内容となり、市場を支える要因となりました。セクター別では、ヘルスケア、金融、資本財セクターが上昇した一方で、コミュニケーション・サービス、素材、エネルギー・セクターは低調な動きとなりました。エネルギー市場については、米国とイランによる暫定和平合意の発表を受け、原油価格は大幅に下落しました。

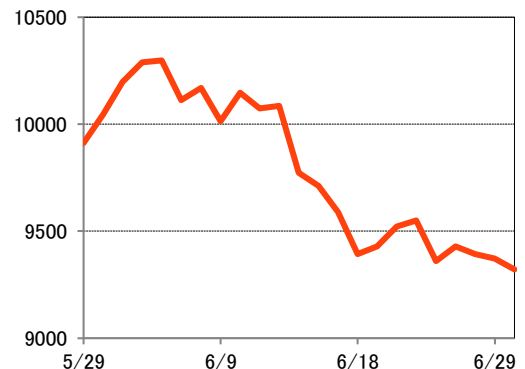
2. 運用経過

当月、タルガ・リソーシズやシェニエール・エナジーの組入高位やSLBの非保有はプラスに寄与しました。一方で、ワンオークの非保有やトタルエナジーズの組入高位はマイナスに寄与しました。当月、探鉱・開発関連の銘柄を売却する一方、油田サービス関連銘柄の組入を引き上げました。

3. 市場の見通しおよび今後の運用方針

過去数カ月にはわたる原油および天然ガス供給の大規模な混乱により、足元のエネルギー需給はタイトな状況となっています。中期的な原油および天然ガス市場の見通しについては引き続き前向きな見通しをしていますが、これは底堅い需要、在庫水準の低下、エネルギー安全保障への関心の高まりが追い風になると考えており、こうした好材料はエネルギー関連株の株価に十分織り込まれていないと見ています。市場の動きを左右する要因は、初期ショックの大きさよりも、供給混乱がどの程度の期間継続するかに移りつつあります。短期間の事象はボラティリティの上昇にとどまる一方、生産設備やインフラ、輸送ルートへの障害が長期間続く場合には、需給構造そのものや市場参加者の価格見通しを大きく変化させる可能性があります。エネルギー関連株は、変動性の高いマクロ環境の中で差別化された投資機会を提供しています。同セクターは地政学的な変動要因への感応度を有する一方で、資本規律の改善やバランスシートの強化も進んでいます。その結果、企業のファンダメンタルズや資本配分に関する経営判断が、リターン創出においてこれまで以上に重要な役割を果たす局面になっていると考えています。

<MSCI ワールド・エネルギー 30% バッファ 10/40 インデックス>



(現地日付、米ドルベース)

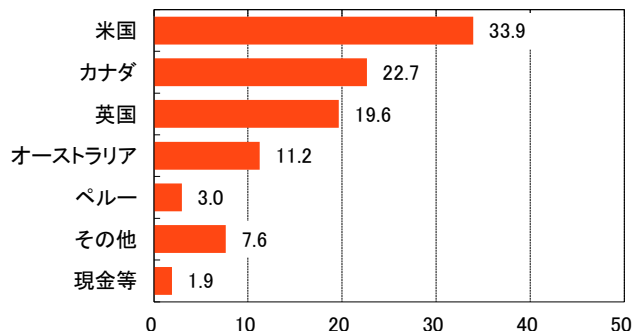
※ MSCI ワールド・エネルギー 30% バッファ 10/40 インデックスとは、MSCI Inc. が開発、計算した株式指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※「3. 市場の見通しおよび今後の運用方針」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また将来について保証するものではありません。

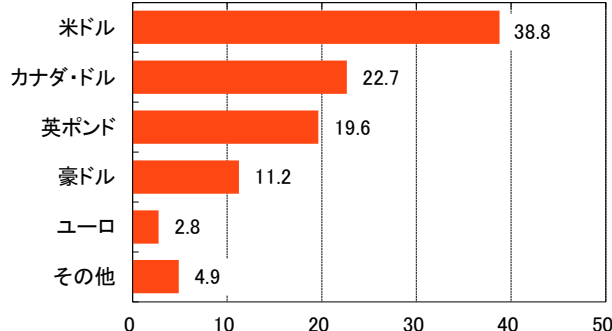
本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

## BGF ワールド・マイニング・ファンド

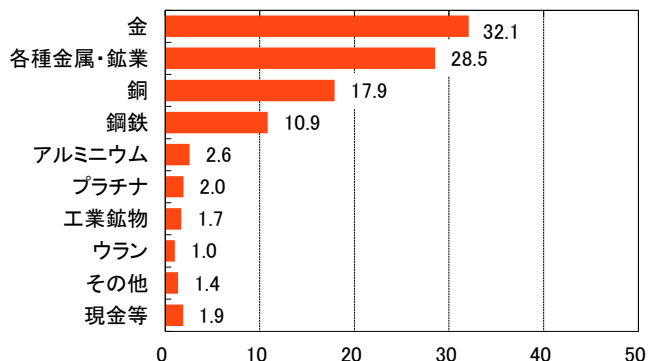
## 国別比率 (%) \*



## 通貨別比率 (%) \*



## 業種別比率 (%) \*



## 組入上位10銘柄 (%) \*

| 銘柄名                 | 比率  |
|---------------------|-----|
| 1 リオ・ティント           | 7.7 |
| 2 グレンコア             | 7.2 |
| 3 BHPグループ           | 5.0 |
| 4 アグニコ・イーグル・マインズ    | 5.0 |
| 5 パリック・マイニング        | 4.8 |
| 6 アングロ・アメリカン        | 4.8 |
| 7 フリーポート・マクモラン      | 4.7 |
| 8 ニューモント            | 4.5 |
| 9 ニューコア             | 4.1 |
| 10 ウィートン・プレシャス・メタルズ | 3.9 |

\* 比率はBGF ワールド・マイニング・ファンドの純資産総額に対する割合

## 運用担当者のコメント

## 1. 市場環境

当月、鉱業セクターは貴金属および工業用金属の双方が低調に推移したことから、下落しました。金利の高止まりが長期化するとの見方が強まったことに加え、中国からの需要減速が重石となりました。金、銀など貴金属価格は全体的に軟調な動きとなり、アルミニウム価格も大きく下落、鉄鉱石価格も下落しました。一方で銅価格は比較的底堅く推移し若干の下落にとどまりました。

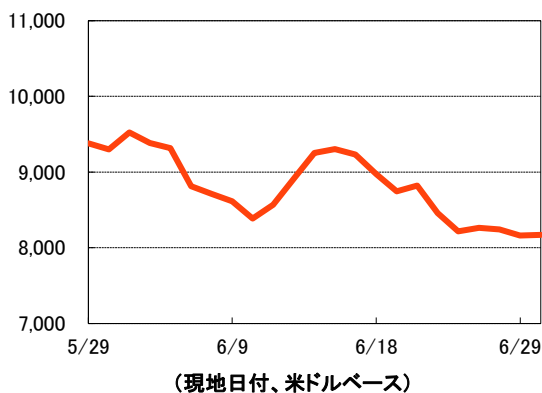
## 2. 運用経過

非ベンチマーク銘柄のデベロップ・グローバルやソシエダ・ミネラ・セロ・ベルデの保有がプラス寄与した一方、アルコアの保有やノルスク・ハイドロの組入高位はマイナス寄与しました。当月、エルドラド・ゴールドやカプリコーン・メタルズを積み増した一方、ノルスク・ハイドロ、ヴァーレ、キンロス・ゴールドの組入を引き下げました。

## 3. 市場の見通しおよび今後の運用方針

鉱業セクターについては、引き続き前向きな見通しを持っています。地政学的秩序の分断が進む中、分散投資の重要性は一段と高まっており、採掘資源の戦略的価値が改めて認識されています。各国政府は、重要鉱物を中心に資源の「武器化」や供給安全保障を優先する動きを強めており、これがバリュー・チェーン全体にわたる投資の拡大や、精錬・加工能力の国内回帰を後押ししています。同時に、大手クラウド事業者によるAIインフラへの投資加速に加え、電化の進展、送電網の拡張、さらには広範なエネルギー転換が、電力および素材双方の需要を押し上げています。更に、AI革命はHALOトレード(長寿命の重厚資産を保有し、陳腐化リスクの低い企業へと資本がシフトしていく動き)を後押しすると考えられ、イランを巡る緊張が落ち着きを取り戻せば再び顕在化すると見えています。供給面でも、長年にわたる投資不足、許認可取得の難航、操業上の混乱、新規プロジェクトの立ち上げに要する長いリードタイムなどを背景に、多くの採掘資源で供給制約が続いています。鉱業会社は総じて資本規律を重視しており、生産拡大を急ぐよりもコスト管理、フリーキャッシュフローの創出、株主還元を優先する姿勢を維持していることも鉱業セクターの見通しを後押しする要因になると見えています。

## &lt;MSCI ACWI Metals &amp; Mining 30% パッファー 10/40 インデックス&gt;



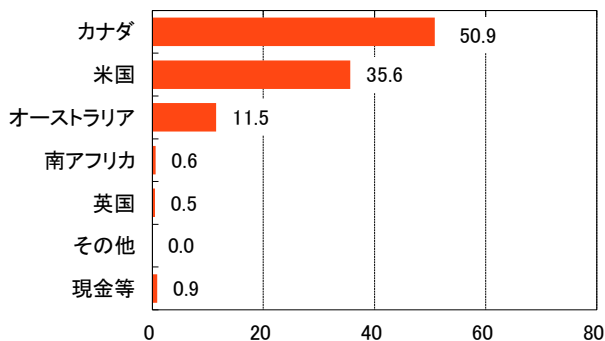
※ MSCI ACWI Metals & Mining 30% Buffer 10/40 インデックスとは、MSCI Inc. が開発、計算した株式指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※「3. 市場の見通しおよび今後の運用方針」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また将来について保証するものではありません。

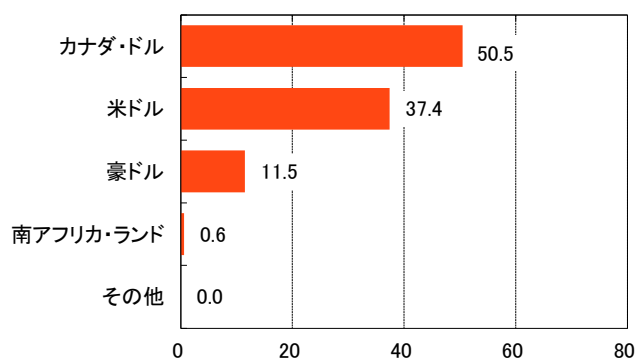
本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

## BGF ワールド・ゴールド・ファンド

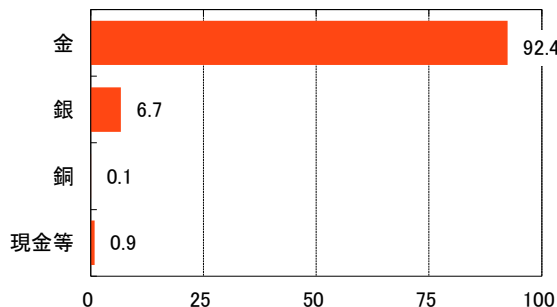
## 国別比率 (%) \*



## 通貨別比率 (%) \*



## 業種別比率 (%) \*



## 組入上位10銘柄 (%) \*

|    | 銘柄名              | 比率  |
|----|------------------|-----|
| 1  | バリック・マイニング       | 8.1 |
| 2  | アグニコ・イーグル・マインズ   | 6.6 |
| 3  | ニューモント           | 5.9 |
| 4  | アングロゴールド・アシャンティ  | 5.8 |
| 5  | ウィートン・プレシャス・メタルズ | 5.8 |
| 6  | フランコーネバダ         | 4.7 |
| 7  | ノーザンスター・リソーシズ    | 4.6 |
| 8  | エンデバー・マイニング      | 4.4 |
| 9  | キンロス・ゴールド        | 4.0 |
| 10 | アラモス・ゴールド        | 4.0 |

\* 比率はBGF ワールド・ゴールド・ファンドの純資産総額に対する割合

## 運用担当者のコメント

## 1. 市場環境

当月、金価格は大きく下落しました。米雇用統計が市場予想を上回り、FRB(米連邦準備制度理事会)のタカ派的な姿勢により、米金利の高止まりが続くのではとの見方が強まり、また、米ドル高基調が続いたことで金価格は軟調な動きが続き、他の貴金属価格も下落しました。金鉱株も前月末比下落して月を終えました。

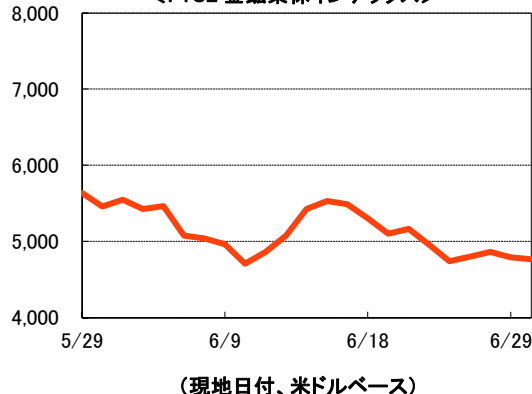
## 2. 運用経過

当月、カプリコーン・メタルズの保有を積み増しました。一方で、紫金黄金を全売却したほか、アングロゴールド・アシャンティやニューモントの組入を引き下げました。パフォーマンス要因については、非ベンチマーク銘柄のDPMメタルズ、フランコーネバダ、ロイヤル・ゴールド、ディスカバリー・マイニングの保有はプラスに寄与しました。一方で、アラモス・ゴールドの組入高位や非ベンチマーク銘柄のオーラ・マイニングの保有はマイナスに寄与しました。

## 3. 市場の見通しおよび今後の運用方針

金の市場見通しについては、中期的には引き続き前向きに見ているものの、短期的にはやや慎重な姿勢を維持しています。金利が高止まりしていることやFRBのタカ派的なスタンス、根強いインフレ懸念を踏まえると、今後3~6か月の金価格はレンジ内での推移にとどまる可能性があります。こうした環境下では、セクター全体のバリュエーション切り上げを前提とするよりも、個別銘柄の選別を徹底する姿勢が重要であると考えます。一方、長期的には金を取り巻く環境は引き続き良好と見ています。巨額の政府債務負担、財政支出拡大、それに伴う通貨価値への懸念、さらには地政学的リスクの継続など、金価格を支える構造的要因は依然として強固に存在しています。特に景気減速が進み、金利見通しが低下に転じる局面では、戦略的な金需要がさらに高まる可能性があると考えています。金鉱株市場においては、足元では利益率の持続性と個別企業の事業執行力に対する注目度が高まっています。特にエネルギー価格上昇の影響がディーゼル燃料費にとどまらず、幅広いコスト項目に波及し始めていることから、生産会社にとってコストインフレは一段と重要なリスクになりつつあります。そのため、金価格が横ばいで推移した場合に利益率低下リスクが高い一部生産会社に対しては慎重姿勢を維持する一方、こうしたコスト圧力の影響を受けにくいロイヤルティ・ストリーミング企業(鉱山会社に資金を提供し、見返りとして将来の金生産量の一部や売上高の一定割合を受け取る事業会社)については、相対的に前向きな評価をしています。また、規律ある資本配分、高品質な資産ポートフォリオ、ならびにコスト上昇への耐性を備えた企業を引き続き選好しています。

## &lt;FTSE 金鉱業株インデックス&gt;



※ FTSE金鉱業株インデックスとは、金鉱業を主な事業とする企業の株式の世界市場でのパフォーマンスを評価します。FTSEの指数(インデックス)は、いずれもFTSEの商標であり、そのあらゆる権利はFTSE及び/又は、その許諾者に帰属します。すべての情報は、参考のために提供されるだけです。FTSEは、FTSEの指数又はその基礎データのいかなる誤りもしくは欠落等に関して一切責任を負うものではありません。

※「3. 市場の見通しおよび今後の運用方針」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また将来について保証するものではありません。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

## 委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号

一般社団法人資産運用業協会会員/日本証券業協会会員/一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

## 投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したものです、その正確性、完全性を保証するものではありません。

| 金融商品取引業者名                                               |            | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 一般社団法人日本STO協会 |
|---------------------------------------------------------|------------|------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|---------------|
| いちよし証券株式会社                                              | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第24号   | ○       | ○             |                 |                    |               |
| 株式会社SBI証券                                               | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |               | ○               | ○                  | ○             |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                                       | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| みずほ証券株式会社                                               | * 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第94号   | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 立花証券株式会社                                                | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第110号  | ○       |               | ○               |                    |               |
| 野村證券株式会社                                                | * 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| ばんせい証券株式会社                                              | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第148号  | ○       | ○             |                 |                    |               |
| 松井証券株式会社                                                | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |               | ○               |                    |               |
| マネックス証券株式会社                                             | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 楽天証券株式会社                                                | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| リテラ・クリア証券株式会社                                           | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第199号  | ○       |               |                 |                    |               |
| 浜銀TT証券株式会社                                              | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第1977号 | ○       |               |                 |                    |               |
| SMBC日興証券株式会社                                            | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                                   | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| moomoo証券株式会社                                            | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       | ○             |                 |                    |               |
| 池田泉州TT証券株式会社                                            | 金融商品取引業者   | 近畿財務局長(金商)第370号  | ○       |               |                 |                    |               |
| 東海東京証券株式会社                                              | 金融商品取引業者   | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 十六TT証券株式会社                                              | 金融商品取引業者   | 東海財務局長(金商)第188号  | ○       |               |                 |                    |               |
| ほくほくTT証券株式会社                                            | 金融商品取引業者   | 北陸財務局長(金商)第24号   | ○       |               |                 |                    |               |
| ワイエム証券株式会社                                              | 金融商品取引業者   | 中国財務局長(金商)第8号    | ○       |               |                 |                    |               |
| 西日本シティTT証券株式会社                                          | 金融商品取引業者   | 福岡財務支局長(金商)第75号  | ○       |               |                 |                    |               |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券および<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |               | ○               |                    |               |
| 株式会社横浜銀行                                                | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第36号   | ○       |               | ○               |                    |               |
| 株式会社三井住友銀行<br>(インターネット・モバイル専用)                          | * 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第54号   | ○       |               | ○               | ○                  |               |
| ソニー銀行株式会社                                               | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第578号  | ○       |               | ○               | ○                  | ○             |
| PayPay銀行株式会社                                            | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第624号  | ○       |               | ○               |                    |               |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)                   | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |               |                 |                    |               |
| 三井住友信託銀行株式会社                                            | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第649号  | ○       | ○             | ○               |                    | ○             |

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

| 金融商品取引業者名    |        | 登録番号           | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 一般社団法人日本STO協会 |
|--------------|--------|----------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|---------------|
| 株式会社関西みらい銀行  | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第7号  | ○       |               | ○               |                    |               |
| 株式会社京都銀行     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号 | ○       |               | ○               |                    |               |
| 株式会社静岡銀行     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第5号  | ○       |               | ○               |                    |               |
| 株式会社広島銀行     | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第5号  | ○       |               | ○               |                    |               |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第6号 | ○       |               | ○               |                    |               |

\*印の販売会社では、新規お申込みを受付けておりません。

(1116-202606)

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

### ファンドの特色

1

世界が注目する資源株(エネルギー関連株、鉱山株および金鉱株)に実質的に投資します。

資源株とは

資源は、我々の生活に不可欠な存在です。資源には、石油や天然ガスを始めとするエネルギー資源や、アルミニウム、金などの鉱物資源などがあります。資源株とは、こうした資源の採掘、精製、販売など、資源に関わる企業が発行する株式のことをいいます。

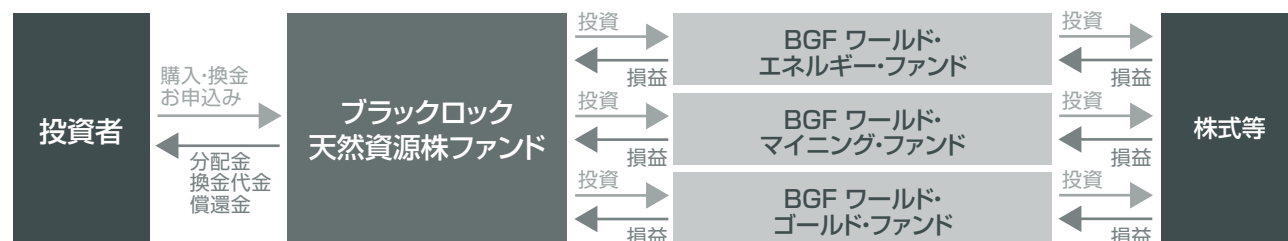
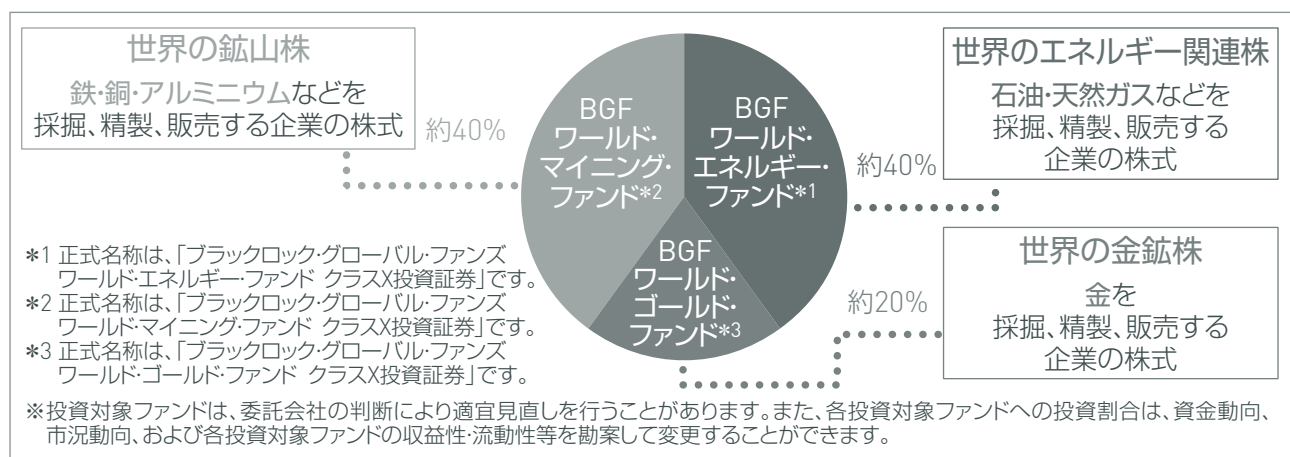
資源株への投資

新興国経済の興隆により、資源に対する需要は、長期的に増加していくことが予想されます。一方、資源の埋蔵量・供給量には制限があることから、長期的に見て需給は逼迫することが予想されます。当ファンドは、世界の資源株に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指すファンドです。

2

ファンド・オブ・ファンズ形式による運用を行います。

主として、世界のエネルギー関連株、鉱山株および金鉱株の各々を実質的な投資対象とし、ブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資します。



3

外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。

4

原則として、年4回の毎決算時において収益分配方針に基づき、分配します。

原則として2月20日、5月20日、8月20日および11月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。運用状況によっては、分配を行わない場合もあります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へに帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ■ エネルギー関連株、鉱山株および金鉱株投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界各国のエネルギー資源の採掘・開発等を行う企業の株式および鉱物資源・金の採掘・精練等を行う企業の株式を主要投資対象とします。したがって、エネルギー需要の変動や鉱物資源・金の市場動向および組入株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 特定業種への投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、エネルギー資源や貴金属・一般非鉄金属（銅、アルミ、ニッケル、錫、亜鉛、鉛等）の採掘・精練等を行う企業の株式を主要投資対象とします。資源企業という特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなる場合があります。

#### ■ 為替変動リスク

当ファンドの基準価額は円建てで表示されます。一方、当ファンドは外貨建ての投資信託証券に投資を行い、当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 中小型株式投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

#### ■ カントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、エマージング（新興）市場の発行体が発行する株式にも投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

## その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

### ◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・投資対象とする特定の業種の業績等の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、市場動向が不安定になった場合
- ・主要投資対象とするファンドの購入・換金に制限がかかった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## 収益分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## **手続・手数料等**

### **お申込みメモ**

|                    |                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 分配金の受取方法により、一般コースと累積投資コースの2つのコースがあります。取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                |
| 購入価額               | 購入受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                          |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                   |
| 換金単位               | 換金単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                  |
| 換金価額               | 換金受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                          |
| 換金代金               | 換金代金は原則として、換金受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                                                                                            |
| 申込締切時間             | 原則として、午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                        |
| 換金制限               | 大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                    |
| 購入・換金申込受付不可日       | ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受付けません。                                                                                                          |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。                                                                                          |
| 信託期間               | 無期限(設定日:2007年12月21日)                                                                                                                                                                     |
| 繰上償還               | 当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。                                                                             |
| 決算日                | 2月20日、5月20日、8月20日、11月20日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                    |
| 収益分配               | 毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。<br>累積投資コースを選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。                                                                                       |
| 信託金の限度額            | 信託金の限度額は、5,000億円とします。                                                                                                                                                                    |
| 公告                 | 投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。<br><a href="http://www.blackrock.com/jp/">www.blackrock.com/jp/</a>                                                                                    |
| 運用報告書              | 毎年5月および11月の決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。                                                            |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除または益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用

■ ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        | (各費用の詳細)                                                                                                          |                                         |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 購入時手数料              | 購入受付日の翌営業日の基準価額に3.85%(税抜3.50%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                 |        | 購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価                                                                                          |                                         |
| 信託財産留保額             | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        | —                                                                                                                 |                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        | (各費用の詳細)                                                                                                          |                                         |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | ファンドの純資産総額に対して年1.903%(税抜1.73%)の率を乗じて得た額<br>※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>※投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。                                                                                                                                                      |        | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                     |                                         |
|                     | 運用管理費用<br>の配分                                                                                                                                                                                                                                                                                | (委託会社) | 年0.880%(税抜0.80%)                                                                                                  | ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価       |
|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (販売会社) | 年0.990%(税抜0.90%)                                                                                                  | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (受託会社) | 年0.033%(税抜0.03%)                                                                                                  | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |
| その他の費用・手数料          | 目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。<br>ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。<br>また、投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。<br>※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |        | ●ファンドの諸経費: 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等<br>●外貨建資産の保管費用: 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 |                                         |

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。  
※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。